○経済産業省告示第百十四号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十七年五月二十二日

経済産業大臣　宮沢　洋一

学校の名称	学部・学科名	備考
宮城県米谷工業高等学校	電気システム科（全日制）	平成二十七年三月までの卒業生については従前のとおりとする。

○経済産業省告示第百十五号

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）第十四条の規定に基づき、同規則第二条に規定する登録研修機関である一般財団法人省エネルギーセンターより次のとおり研修の業務を行う事務所について変更する旨の届出があったので、同規則第二十八条の規定に基づき公示する。

平成二十七年五月二十二日

経済産業大臣　宮沢　洋一

研修の業務を行う事務所の名称及び所在地	変更する事項	変更する年月日
一般財団法人省エネルギーセンター近畿支部 大阪府大阪市西区新町一丁目一三番三号四ツ橋ＫＦビル	研修の業務を行う事務所の所在地	平成二十七年五月十一日

○国土交通省告示第六百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

久那谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

鳥取県日野郡江府町大字大河原字五輪原五〇一番一六地内四等三角点大河原を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三三〇度五一分三三秒　七六六・四〇三メートルの地点　一号

標柱一号から八五度二〇分四五秒　二一・四九三メートルの地点　二号

標柱二号から一三六度一七分一四秒　九・四七四メートルの地点　三号

標柱三号から一七四度四五分三七秒　六・八八八メートルの地点　四号

標柱四号から八三度五八分一三秒　一三・五〇九メートルの地点　五号

標柱五号から五二度四九分二九秒　一一・九七二メートルの地点　六号

標柱六号から七一度二一分一一秒　四・六一六メートルの地点　七号

標柱七号から三五度三五分三八秒　一二・四四四メートルの地点　八号

標柱八号から三四七度四一分一六秒　一三・五一一メートルの地点　九号

標柱九号から六三度二七分四三秒　二五・七〇五メートルの地点　十号

標柱十号から一四二度五〇分二〇秒　一七・九〇七メートルの地点　十一号

標柱十一号から二三七度一一分五二秒　一六・四六五メートルの地点　十二号

標柱十二号から一八六度五三分四〇秒　二四・三三三メートルの地点　十三号

標柱十三号から二四四度四一分三九秒　二八・五一三メートルの地点　十四号

標柱十四号から二二九度五一分五七秒　一三・六三八メートルの地点　十五号

標柱十五号から二九三度二二分三〇秒　一〇・六一六メートルの地点　十六号

標柱十六号から二六三度一四分一四秒　九・一〇三メートルの地点　十七号

標柱十七号から三〇五度五七分五六秒　九・五四二メートルの地点　十八号

標柱十八号から三五九度一三分八秒　一一・〇七八メートルの地点　十九号

○国土交通省告示第六百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

九折瀬川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十五号までを順次結んだ線（標柱二十四号と二十五号については、平成二十六年国土交通省告示第九十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と五十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県球磨郡五木村甲

字九折瀬　三九〇四番地先道路敷　三九〇四番　一号及び五号

三九〇二番一　二号及び五号

四〇〇五番四　十二号から五十四号まで

三号及び四号

四〇〇六番　五号から九号まで及び四十八号から五十一号まで

三八九四番　十号

三八九三番三　十一号から十五号まで、四十三号及び四十四号

四〇七一番一　四十五号から四十七号まで

十六号から十九号まで及び四十九号から四十二号まで

四〇七三番二三　二十号及び三十六号から三十九号まで

四〇七三番七　二十一号から二十四号まで及び二十六号から三十五号まで

四〇七三番一　二十五号

○中部地方整備局告示第九十二号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十七年五月二十二日

中部地方整備局長　八鍬　隆

名称　国営木曽三川公園

位置　愛知県江南市宮田神明町緑

区域　別紙図面のとおり（略）

（中部地方整備局に閲覧所を設け、平成二十七年五月二十二日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十七年六月五日

○中国地方整備局告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十二日

中国地方整備局長　尾藤　勇

一　施行者の名称　鳥取県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年中国地方整備局告示第七十三号米子境港都市計画道路事業三・五・十七号葭津和田町線

三　事業施行期間　自平成二十四年四月十六日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十四年中国地方整備局告示第七十三号の事業地のうち鳥取県米子市和田町字横道西、字東美保、字横道東、字東荒山、字高稲子、字南高稲子及び字曲り沢地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし